

7. 許可の基準 (条例第5条第1項、規則第6条・別表第5)

屋外広告物を掲出するためには、広告物の面積、高さ、表示・設置の場所、色彩その他の表示方法について、許可基準を定めています。一般基準の他に、広告物の種類に応じ、個別基準があります。

7-1 一般基準 (全ての種類の広告物に対する基準)

(特に重要な基準)

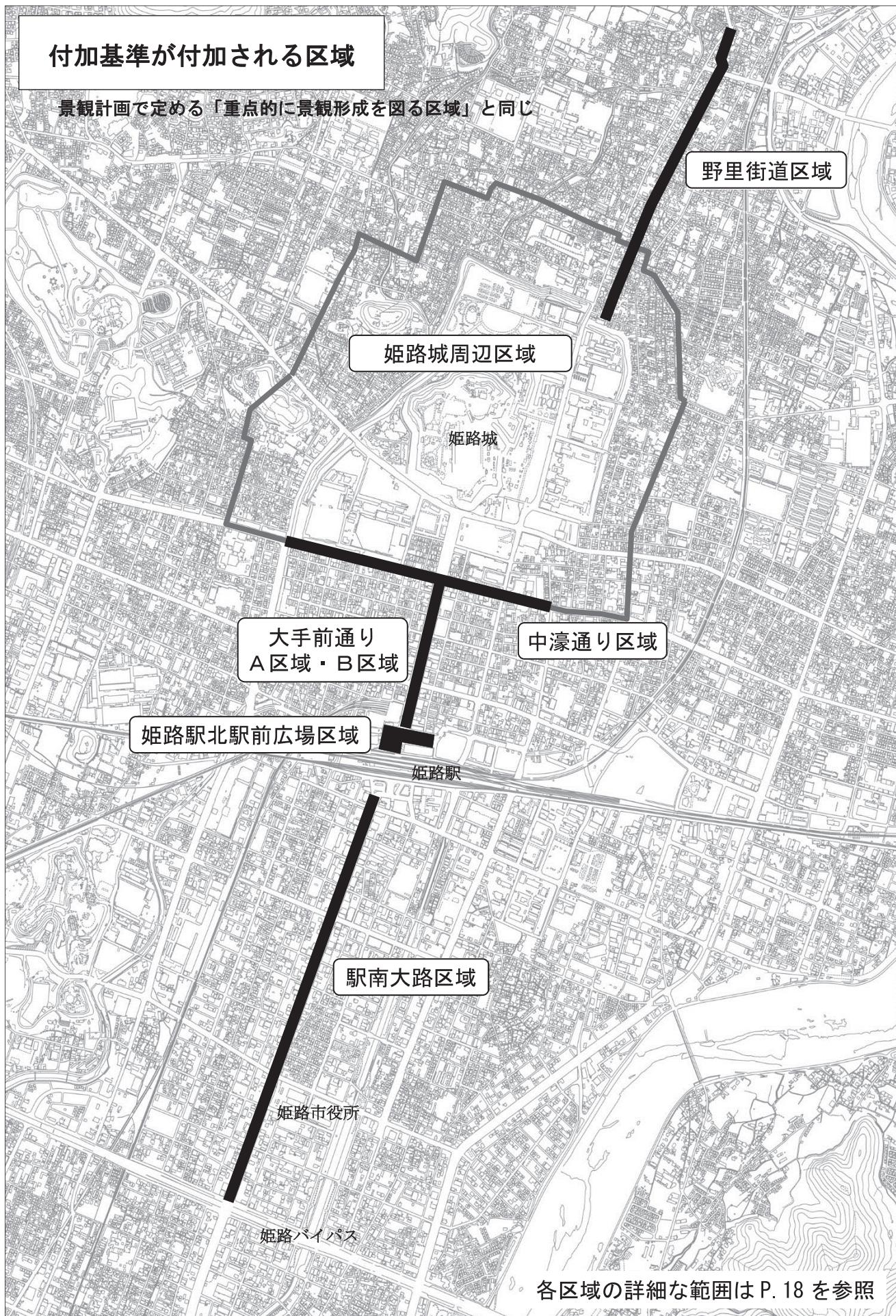
1. 第1種・第2種低層・中高層住居専用地域から100m以内の地域に掲出する広告物等で当該地域から視認できるものにあっては、発光可変表示式広告物及びネオンサイン等を使用しないこと
2. 禁止地域等以外の地域における高さが15mを超える建築物に掲出する広告物等(注5)の表示面積の合計は、一の建築物の壁面合計面積(近隣商業地域・商業地域(以下「商業系地域」という。)にある建築物にあっては地上から52m、その他の地域にある建築物にあっては地上から47mまでの高さの部分の壁面面積の合計)の1/2を超えないこと
3. 第1種・第2種・準住居地域にあっては、一の敷地内に掲出する広告物等(自家用広告物等を除く。)の表示面積の合計が、10m²を超えないこと
(一般的な基準)
4. 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあっては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が、当該景観と調和したものであること
5. 広告物の裏面・側面、広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他装飾等を行い、表示面、周辺景観と調和したものであること
6. 光(反射光を含む。)を発する広告物等は、美観を損なわないこととし、かつ、過度に明るくならない光量とするなど、周辺景観と調和するよう努めること
7. 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)又は、反射性の強い塗料を使用しないこと

(付加基準が適用される区域の基準)

8. 大手前通りA区域、大手前通りB区域、姫路駅北駅前広場区域に掲出する広告物等にあっては、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであること
9. 駅南大路区域、中濠通り区域に掲出する広告物等にあっては、材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものであり、広告物の集合化、建築物との一体化、隣接建築物等と調和を図り、突出感の軽減に努め、かつ、けばけばしい色彩を使用しないこと
10. 野里街道区域に掲出する広告物等にあっては、歴史的な町並みの連續性に配慮した規模、形態、意匠等であり、地色は、建築物と同系色又は無彩色(木材等の伝統的な様式の仕上げ材を用い、歴史的な町並み景観に寄与すると認められる場合を除く。)であること
11. 広告物の種類ごとに、次の共通基準に適合し、姫路城周辺区域、大手前通りA区域、大手前通りB区域、駅南大路区域、中濠通り区域、姫路駅北駅前広場区域、野里街道区域、特定区域にあっては、付加基準にも適合すること(注6)

注5 壁面広告物だけではなく、建築物等に掲出する広告物(屋上広告物、壁面より突出するもの)を含む

注6 大手前通りB区域、駅南大路区域、中濠通り区域、姫路駅北駅前広場区域、野里街道区域、特定区域に掲出する広告物等で、当該区域に係る道路、鉄道等から視認できないものは、これらの区域に適用される付加基準は、適用しない。なお、視認の可否の判断は、当該区域に係る道路、鉄道等から実際に視認できるか否かで判断するものとし、広告物等の一部が視認できる場合はすべて視認できるものとする



<p>大手前通り A 区域・B 区域</p> <p>大手前通り A 区域：実線で囲まれた区域のうち、市道幹第 1 号線(大手前通り)の道路境界から 20m までの敷地又は空地 大手前通り B 区域：実線で囲まれた区域のうち、A 区域以外の敷地又は空地</p>	<p>駅南大路区域</p> <p>市道幹第 6 号線のうち起点から一般国道 2 号(姫路バイパス)までに接する敷地又は空地</p>	<p>野里街道区域</p> <p>姫路市道城北 99 号線及び当該道路の境界から 20m までの敷地又は空地(世界遺産バッファゾーンの区域に限る)</p>
<p>中濠通り区域</p> <p>一般国道 2 号のうち白鷺橋東詰めから市道城南 98 号線又は市道城南 136 号線までに接する敷地又は空地 (大手前通り A 区域・B 区域を除く)</p>		
<p>姫路城周辺区域</p> <p>姫路城周辺の実線で囲まれた区域 (中濠通り区域、野里街道区域を除く)</p>	<p>姫路駅北駅前広場区域</p> <p>姫路駅北駅前広場に接する敷地又は空地 (大手前通り A 区域・B 区域を除く)</p>	

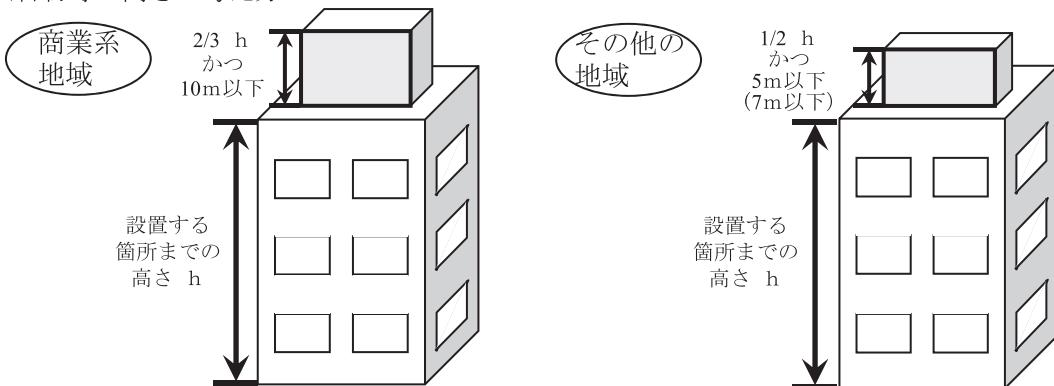
7-2 個別基準（広告物の種類に応じた基準）

(1) 屋上を利用するもの

(I) 共通基準（すべての区域で共通の基準）

区分	基 準
掲出場所	木造建築物への掲出禁止
広告物等の高さ	・商業系地域：地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下 ・その他の地域：地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
その他の表示方法	・建築物（屋上構造物を除く。）の水平投影面をはみ出さないこと ・支柱及び骨組みはルーバーの利用、その他の方法により目立たないようにすること ・商業系以外の地域の場合は、時事に関する事項を除き、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

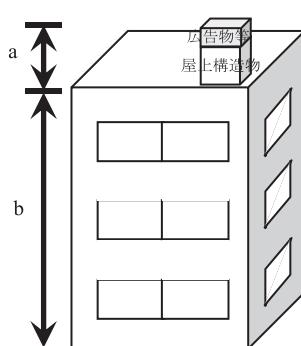
◎広告物等の高さの考え方



◎屋上構造物の上に広告物等を設置する場合の高さの考え方

屋上構造物の上に設置する場合にあっては、当該屋上構造物の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8を超える、かつ、当該屋上構造物の壁面の延長面から突出していないときを除き、当該屋上構造物の高さは、広告物等の高さに算入し、地上から設置する箇所までの高さに算入しない

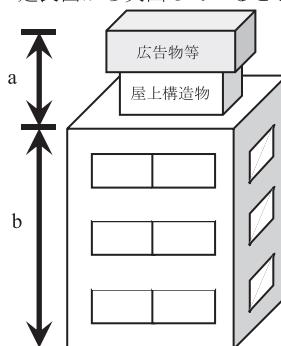
①屋上構造物の水平投影面積が建築面積の1/8以内のとき



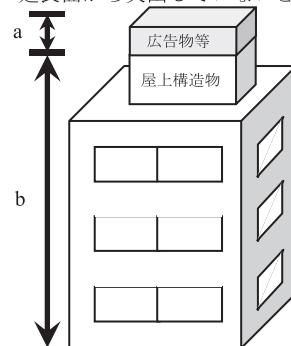
a：広告物等の高さ b：設置する箇所までの高さ

①②屋上構造物の高さは、
⇒「広告物等の高さ(a)」に算入

②屋上構造物の水平投影面積が建築面積の1/8を超える、広告物等が屋上構造物の壁面の延長面から突出しているとき



③屋上構造物の水平投影面積が建築面積の1/8を超える、広告物等が屋上構造物の壁面の延長面から突出していないとき



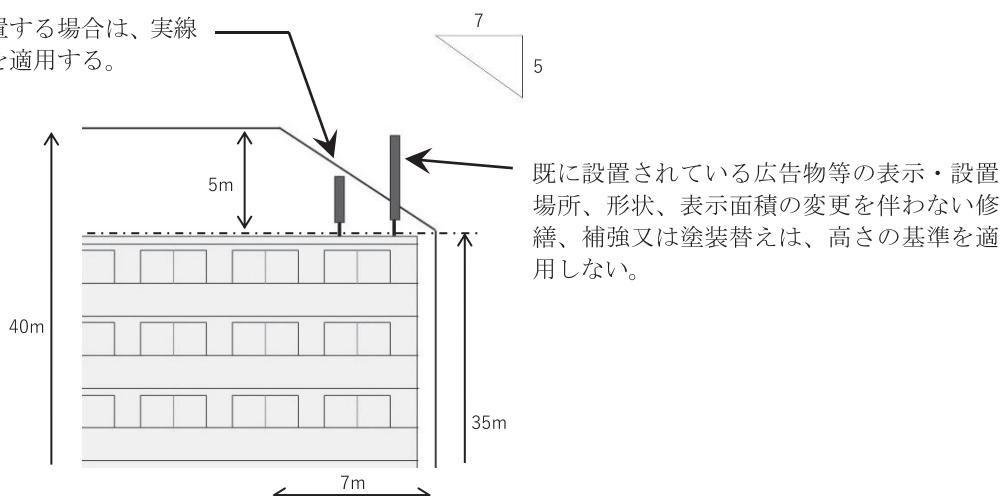
③屋上構造物の高さは、
⇒「設置する箇所までの高さ(b)」に算入

(II) 付加基準（区域に応じて、共通基準に付加される基準）

区分	大手前通り A 区域	大手前通り B 区域 地上からの高さ 15m を超える部分に表示・設置するものに適用する。
令和3年4月1日以降に建築物を新築、増築又は改築する場合	新築、増築又は改築する建築物の部分への掲出禁止	新築、増築又は改築する建築物の部分への掲出禁止
上記以外の場合	掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止
	表示面積	建築物の各立面積の 1 / 10 以下
	数量	建築物 1 棟につき、1 個
	広告物等の高さ	横の長さを超えないこと
	地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・40m以下 ・広告物等の各部分の高さは、当該各部分から大手前通りまでの水平距離に $5/7$ を乗じて得たものに 35m を加えたもの以下 ・既存の広告物等の表示・設置場所、形状、表示面積の変更を伴わない修繕、補強、模様替えを除く
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色：明度 7.5 以上 8.5 以下の無彩色 明度 8.0 を推奨する ・文字、図柄の色：2 色以下 明度 2.0 以上、彩度 6.0 以下（色相が R, YR, Y の場合は彩度 8.0 以下）
	その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 ・けばけばしい色彩の照明の使用禁止

◎大手前通り A 区域において、令和3年4月1日より前に建築された建築物の屋上に広告物を設置する場合の地上からの高さの考え方

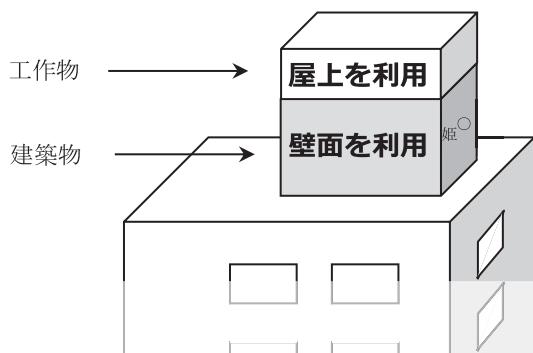
新たに広告物を設置する場合は、実線で示す高さの基準を適用する。



区分	姫路駅北駅前広場区域
掲出場所	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止
表示面積	建築物の各立面積の1/10以下
数量	建築物1棟につき、1個
広告物等の高さ	横の長さを超えないこと
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 地色：明度7.5以上8.5以下の無彩色 明度8.0を推奨する 文字、図柄の色：2色以下 明度2.0以上、彩度6.0以下（色相がR,YR,Yの場合は彩度8.0以下）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止 けばけばしい色彩の照明の使用禁止

区分	駅南大路区域	中濠通り区域	野里街道区域	姫路城周辺区域
掲出場所	高さ12m以上の建築物の屋上への掲出禁止	禁止（屋上への掲出禁止）		

◎建築物の屋上部分の壁面に設置する広告物の取り扱いについて



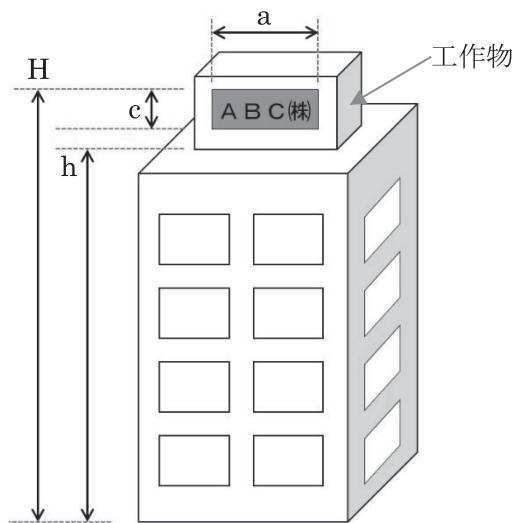
建築物の屋上部分（屋上構造物を含む）の壁面を利用する広告物は、壁面を利用するものとして取り扱う。
(壁面を利用するものの基準はP.23を参照。)
建築物の上部に設置する工作物を利用する広告物は、屋上を利用するものとして取り扱う。

◎屋上を利用する広告物等の面積の算出方法

以下2つの条件を満たす場合は、広告物部分のみの面積（文字・図柄などのアウトライン部分）で算出する。

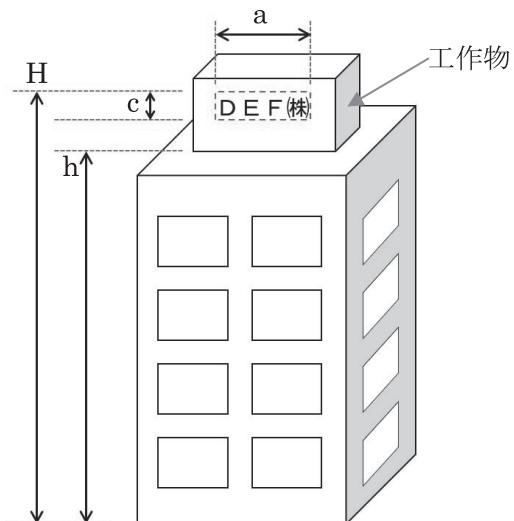
- ① 当該広告物の主たる目的が屋上設備の目隠しなど、広告物の設置を主たる目的としていない場合
- ② 工作物と別の構造物で広告物を設置する場合（工作物の上に別の板面を設置する等）

・屋上を利用する広告物の面積算定例

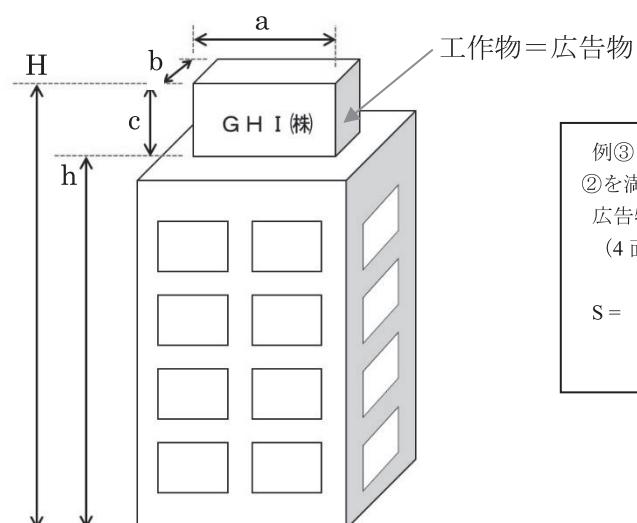


各図共通
S: 広告物の面積
h: 地上から設置する箇所までの高さ
H: 広告物等の高さ
a/b/c: 広告物のアウトラインの長さ

例①：工作物の上に板面を設置する（条件①②を満たす場合）
広告物等の面積及び個数カウント方法
(4面全てに表示がある場合)
 $S = a c$ (板面のアウトラインで算定) 4 個
(注意: 4面1個ではない)



例②工作物の上に箱文字で表示する（条件①②を満たす場合）
広告物等の面積及び個数カウント方法
(4面全てに表示がある場合)
 $S = a c$ (箱文字のアウトラインで算定) が 4 個
(注意: 4面1個ではない)

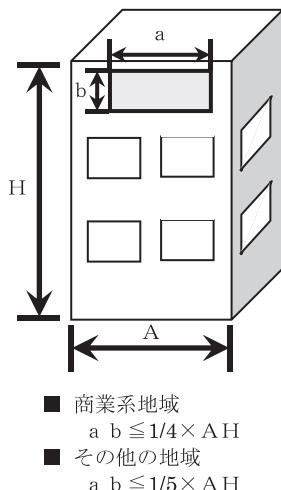


例③工作物と表示部分の構造が同一の場合（条件①②を満たさない）
広告物等の面積及び個数カウント方法
(4面全てに表示がある場合)
 $S = 2 a c + 2 b c$ が 1 個

(2) 壁面又は屋根面を利用するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
表示面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> 商業系地域：当該壁面（屋根面）の $1/4$ 以下 その他の地域：当該壁面（屋根面）の $1/5$ 以下 広告幕の規格：長さ 15m 以下、幅 1.5m 以下 広告幕にあっては、表示期間が 5 日を超える場合、表示面積に算入
地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> 商業系地域：原則 52m 以下 その他の地域：原則 47m 以下
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 壁面（屋根面）の外郭線からの突出禁止 窓、開口部をふさがないこと（広告幕を除く。） 意匠が同一のものは、1 壁面（屋根面）に 1 枚（基）。なお相互距離 30m 以上又は出入口付近に表示するもので建築物全体の調和に配慮し当該建築物への円滑な誘導のために必要最小限と認められるものは除く



(II) 付加基準

区分	大手前通り A 区域	大手前通り B 区域 地上からの高さ 15m を超える部分に表示・設置するものに適用する。
掲出場所	令和 3 年 4 月 1 日以降に新築、増築又は改築する建築物の屋上構造物の壁面への掲出禁止	
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 8m 以下の部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ 8m 以下の部分の $1/4$ 以下 高さ 8m を超える部分に設置する広告物は当該壁面（屋根面）のうち高さ 8m を超える部分の $1/10$ 以下 	
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 箱文字で表示すること（広告幕又は地上からの高さ 8m 以下の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） 地上からの高さ 8m 以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 地上からの高さ 8m 以上の窓面への表示禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 箱文字で表示すること（広告幕で、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。） 発光可変表示式広告物の使用禁止 窓面への表示禁止

区分	中濠通り区域	野里街道区域	姫路城周辺区域
掲出場所	屋上構造物の壁面への掲出禁止		
色彩			彩度の高い色の色数は 2 色以下
その他の表示方法	箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること（1 階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。）	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止	<ul style="list-style-type: none"> 3 階以上に設置する場合は、箱文字で表示すること 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

区分	姫路駅北駅前広場区域	駅南大路区域
掲出場所		高さ12m以上の屋上構造物の壁面への掲出禁止
表示面積	当該壁面（屋根面）の1／10以下（発光可変表示式広告物を使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積で計算） ただし、2階以下に設置するものが、表示方法の統一、広告枠の設置、集合化等により建築物全体における広告物表示の調和に配慮していると認められる場合は、2階以下の部分については、当該壁面の1／4以下	当該壁面（屋根面）の1／5以下
色彩	3階以上に設置するものの地色は、建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準（注7）に適合する色彩、又は白色系の色彩すること	
その他の表示方法	・4階以上に設置する場合は、発光可変表示式広告物の使用禁止 ・発光可変表示式広告物は、1壁面（屋根面）に1枚（基） ・3階以上の窓面への表示禁止	箱文字で表示すること又は、地色は建築物と同系色若しくは無彩色とすること（1階の壁面に設置するもので、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合は除く。）

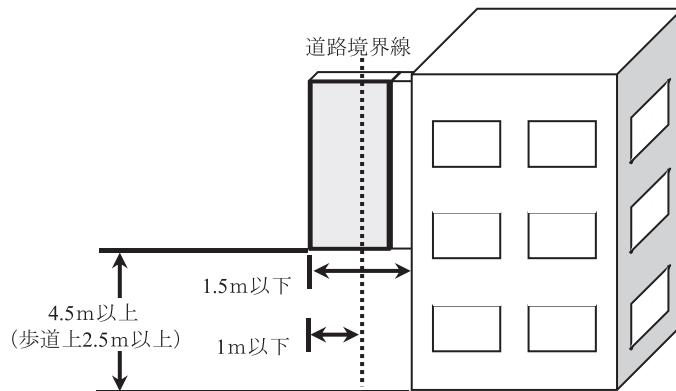
(注7) 景観計画に定める景観形成基準(姫路駅北駅前広場地区の項目別基準のうち色彩の基準のみ)

項目	基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下

(3) 壁面より突出するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
建築物からの出幅	建築物の壁面から 1.5m以下、道路境界から 1 m以下
地上からの高さ	・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上：2.5m以上）
その他の表示方法	・壁面の上端を超える突出禁止 ・骨組み等の露出禁止（表示面以外は金属等で被覆すること） ・交通信号機から 10m以内での発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止



(II) 付加基準

区分	大手前通りA区域	大手前通りB区域 地上からの高さ 15m を超える部分に表示・設置するものに適用する。
掲出場所	地上からの高さ 8m を超える部分への掲出禁止（※）	
建築物からの出幅	建築物の壁面から 1 m以下	
色彩	集合化された広告物は、地色を統一すること	
その他の表示方法	発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

- ※ ただし、令和3年4月1日において、地上からの高さ 8m を超える部分に既に設置されている広告物等の表示・設置場所、形状、構造を変更せずに広告物を取り換える場合は、以下の基準に該当するものとすること。
- ・地色は明度 7.5 以上 8.5 以下の無彩色(明度 8.0 を推奨する)
 - ・集合化された広告物は、地色を統一すること
 - ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

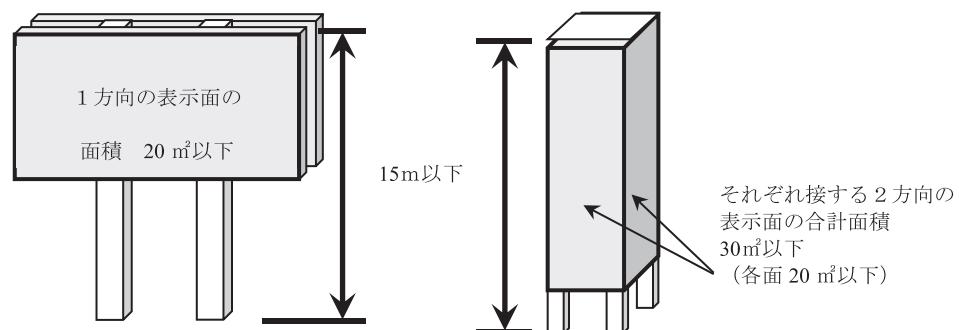
区分	駅南大路区域	姫路駅北駅前広場区域	姫路城周辺区域
建築物からの出幅		建築物の壁面から 1 m以下	
数量		2階以上に設置するものは、建築物 1 棟につき、1 個	
色彩	地色は建築物と同系色又は無彩色	<ul style="list-style-type: none"> ・地色は建築物の壁面との調和に配慮し、建築物と同系色かつ景観計画に定める景観形成基準に適合する色彩、又は白色系の色彩とすること ・集合化された広告物は、地色を統一すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地色は建築物と同系色又は無彩色 ・彩度の高い色の色数は 2 色以下
その他の表示方法		<ul style="list-style-type: none"> ・発光可変表示式広告物（2 階以下に設置するもので、一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止 	発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

区分	中濠通り区域	野里街道区域
建築物からの出幅	建築物の壁面から 1 m以下	
数量	建築物 1 棟につき、1 個	

(4) 自己の敷地に建植えするもの（自家用広告物に該当するもの）

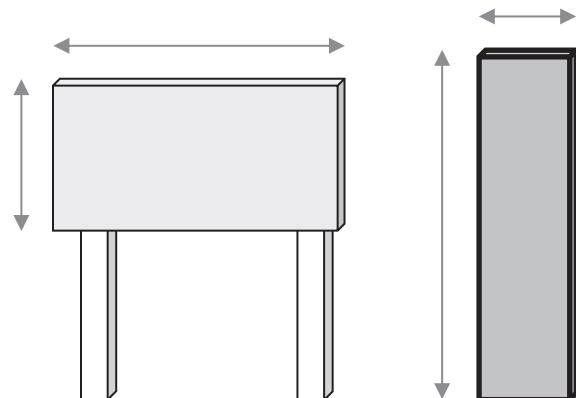
(I) 共通基準

区分	基 準
表示面積	1方向の表示面の面積20m ² 以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積30m ² 以下、総合計表示面積60m ² 以下
数量	・2基以下（駐車場表示広告物等は除く。1事業所ごとではなく、敷地内の建植広告物の本数の合計） ・敷地面積が10,000m ² 以上又は建築面積が3,000m ² 以上の施設（都市景観形成地区及び姫路城周辺区域、野里街道区域内の施設は除く。）のうち、接道距離100m以上の道路を有する施設は、100m以上の道路1本につき1基追加可。ただし、意匠が同一のものは、道路1本につき2基以下
地上からの高さ	15m以下
その他の表示方法	商業系以外の地域で地上からの高さが5mを超える場合は、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものは除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

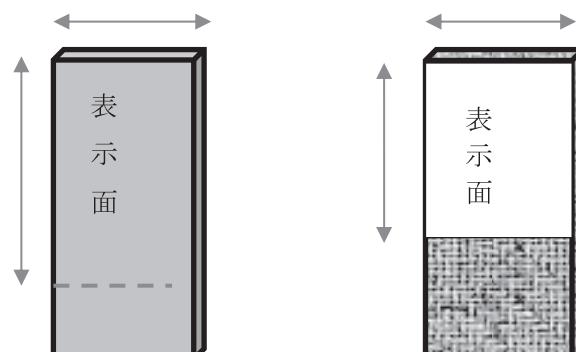


面積計算の方法について

- 原則として、広告物が表示されている面の縦×横で計上する



- 広告物が表示されている面が、切れ込みが入っている、板面の模様や色が違う等の場合は、表示面のみの縦×横で計上する



(II) 付加基準

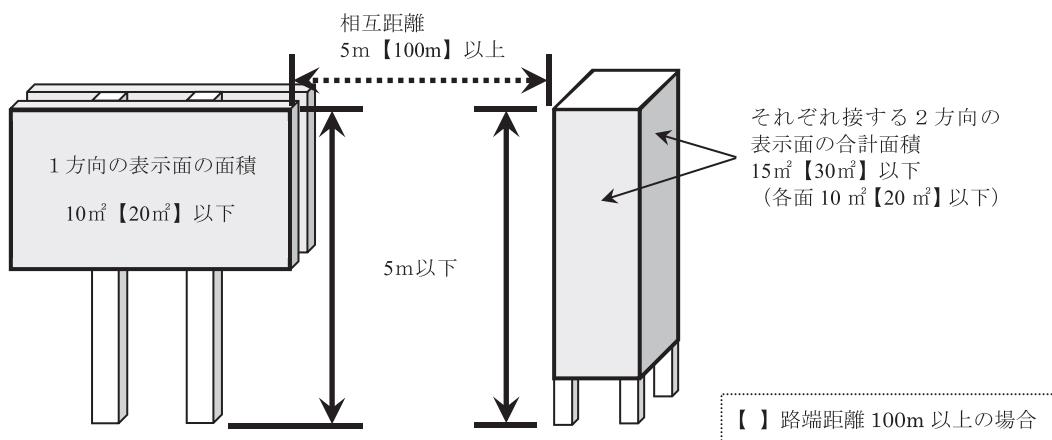
区分	大手前通りA区域	姫路駅北駅前広場区域
表示面積	合計表示面積 20 m ² 以下（横の長さが廣告物等の上端の地上からの高さの 1/5 以下であるものの場合は、それぞれの接する 2 方向の表示面の合計面積 20 m ² 以下、総合計表示面積 40 m ² 以下）	発光可変表示式廣告物は、1 方向の表示面の面積 5 m ² 以下、それぞれの接する 2 方向の表示面の合計面積 7.5 m ² 以下、総合計表示面積 15 m ² 以下
数量	意匠が同一のものは、1 基	・意匠が同一のものは、1 基 ・発光可変表示式廣告物は、1 基
地上から の高さ	10m以下	
その他の 表示方法		・発光可変表示式廣告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く）、ネオンサイン等の使用禁止

区分	中濠通り区域	野里街道区域	姫路城周辺区域
掲出場所		原則として禁止（やむを得ない理由による場合のみ設置可）	
数量		1 基	
地上から の高さ	10m以下	5 m 以下かつ建築物の高さ以下	
横の長さ		1 m 以下	
色彩			・地色は建築物と同系色又は無彩色 ・彩度の高い色の色数は、2 色以下

(5) 自己の敷地外に建植えするもの（自家用広告物以外）

(I) 共通基準

区分	基 準
表示面積	1方向の表示面の面積10m ² 以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積15m ² 以下、総合計表示面積30m ² 以下（路端距離が100m以上のものにあっては、1方向の表示面の面積20m ² 以下、それぞれの接する2方向の表示面の合計面積30m ² 以下、総合計表示面積60m ² 以下）
地上から の高さ	5m以下
相互距離	5m以上（路端距離が100m以上のものは、相互距離100m以上）
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下（案内図版を除く。）
その他の 表示方法	・交通信号機、踏切からの距離5m以上（案内図版を除く。） ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止



(II) 付加基準

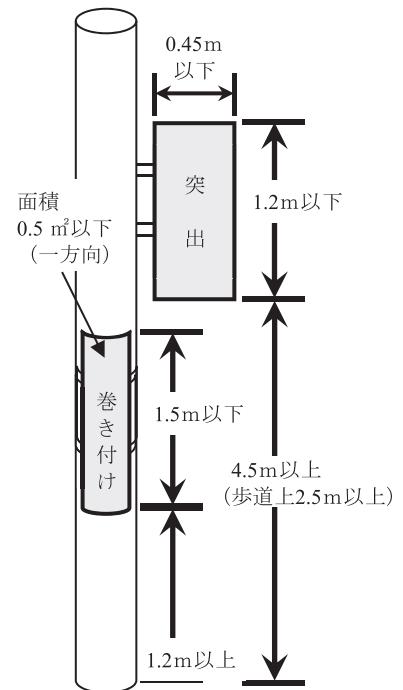
区分	野里街道区域	姫路城周辺区域
色彩		地色は無彩色（案内図版は除く。）
横の長さ	1m以下（案内図版は除く。）	

区分	特定区域（下記の広告物のみ掲出可能）	
	道標・案内図版等	案内誘導広告物
1方向の表示面の面積（2面以上の場合にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計）	<ul style="list-style-type: none"> 道標 : 2m²以下 説明板 : 4m²以下 案内図版 : 6m²以下 その他 : 6m²以下 	<ul style="list-style-type: none"> 2m²以下（下記を除く。） 集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8m²以下かつ、1施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1m²以下
横の長さ		2m以下
地上から の高さ	3m以下（特にやむを得ない場合、集合案内誘導広告物の場合は、5m以下）	
色彩	地色に彩度の高い色を使用する場合の地色部分の面積は、当該表示面の面積の1/2以下（色数が2色以下の場合及び案内図版を除く。）	
その他の 表示方法	寄贈者名等の表示部分の面積は、当該表示面の面積の1/5以下	

(6) 電柱を利用するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
規格（1方向の表示面の面積）	<ul style="list-style-type: none"> 突出するもの：縦1.2m以下、横0.45m以下 巻き付けるもの：縦1.5m以下、表示面積0.5 m²以下
数 量	電柱1本につき、突出するもの・巻き付けるもの各1個
道路面からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> 突出するもの：4.5m以上（歩道上2.5m以上） 巻き付けるもの：1.2m以上
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 交通信号機からの距離5m以上（突出するもの） 設置する方向が歩車道の区別のある道路の場合は歩道側、区別のない場合は路肩側とすること 電柱から垂直に0.15m離して上下端を支柱で取り付けること 市長が指定する区域内ではり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示、設置できない（禁止物件P3参照）



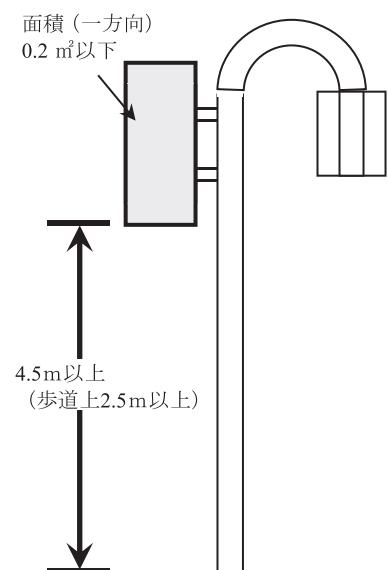
(II) 付加基準

区分	野里街道区域	姫路城周辺区域
掲出場所	禁止（電柱への掲出禁止）	

(7) 街灯を利用するもの

(I) 共通基準

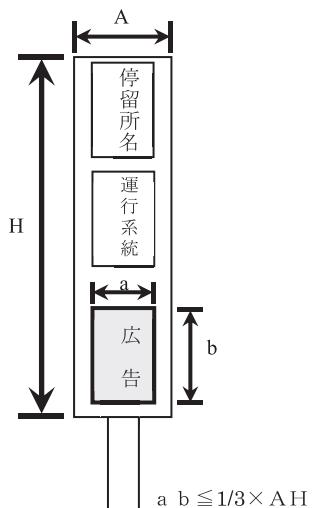
区分	基 準
規格（1方向の表示面の面積）	0.2 m ² 以下
数 量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く。）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 交通信号機からの距離5m以上 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものであること 同一商店街に掲出する場合は、規格を統一すること 市長が指定する区域内ではり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示、設置できない（禁止物件P3参照）



(8) バス停留所標識を利用するもの

(I) 共通基準

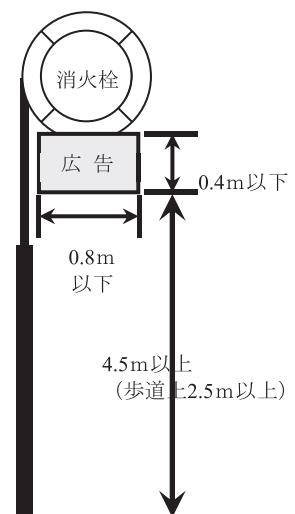
区分	基 準
規格（1方向の表示面の面積）	表示板の表示面の面積の1／3以下
数 量	1個
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く。）
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること



(9) 消火栓標識を利用するもの

(I) 共通基準

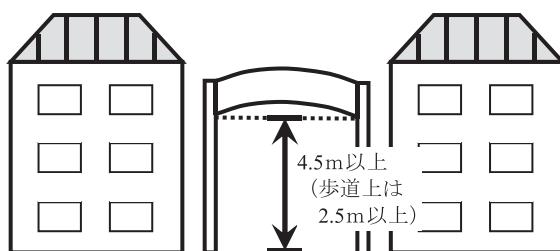
区分	基 準
規格（1方向の表示面の面積）	縦0.4m以下、横0.8m以下
数 量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く。）
その他の表示方法	交通信号機からの距離5m以上



(10) アーチを利用するもの

(I) 共通基準

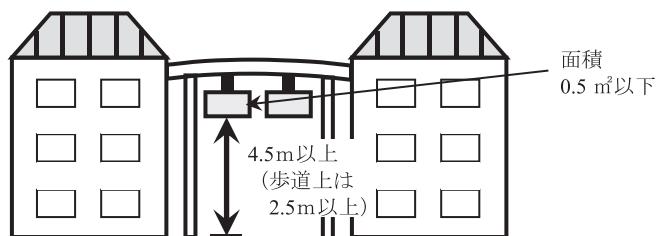
区分	基 準
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものであること 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止



(11) アーケードを利用するもの（一時的に掲出するものを除く）

(I) 共通基準

区分	基 準
1方向の表示面の面積	0.5 m ² 以下
数 量	掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・同一商店街に掲出する場合は、規格を統一すること ・照明を伴うものであること ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止



(12) 電車、自動車に表示するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
宣伝車（自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車）	色彩は、消防自動車、救急自動車と紛らわしくないものであること
路線バスその他自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は、側部にあっては1側部につき3 m²以下、後部にあっては1 m²以下とすること（印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示し、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合を除く。） ・前部への表示禁止
電 車	<ul style="list-style-type: none"> ・車両1両の各面の表示面積の合計は、当該各面の面積の1/5以下とすること（印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示し、地域の景観と調和した色彩、意匠とする場合を除く。） ・地色に彩度の高い色の使用禁止（表示箇所の車両の色とする場合又は印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示し、地域の景観と調和した色彩及び意匠とする場合を除く。） ・彩度8以上の青又は青緑の使用禁止（表示箇所の車両の色とする場合又は印刷したフィルムを車体にはり付ける方法により表示し、地域の景観と調和した色彩及び意匠とする場合を除く。）

(13) 壁、塀を利用するもの

(I) 共通基準

区分	基 準
表示面積	<ul style="list-style-type: none"> ・1個あたり10 m²以下 ・表示面積の合計は、掲出する面の3m以下の部分に係る面積の1/4以下
地上からの高さ	3m以下
数 量	<p>2個以下（壁、塀一面あたり） なお、面の考え方としては以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する2面の角度が135°以下であれば別面と扱う。 ・壁、塀の途中に車が通れるほどの出入り口があれば別面と扱う。 ・複雑に折れ曲がっている場合、段差や隙間、角度などから一体性を判断する。
その他の表示方法	壁、塀の外郭線からの突出禁止

(14) 広告幕（壁面を利用するものを除く）

（I）共通基準

区分	基 準
広 告 幕	横断幕にあっては、道路面からの高さが 4.5m以上

(15) アドバルーン

（I）共通基準

区分	基 準
アドバルーン	幅 1.5m以下、高さ 15m以下

(16) 広告旗

（I）共通基準

区分	基 準
広 告 旗	・表示面積は 2 m ² 以下 ・道路の路肩から 5 m以内に掲出する場合は、相互距離 5 m以上 ・道路上の設置禁止（道路占用許可を受けたものを除く）

（II）付加基準

区分	野里街道区域
その他の表示方法	伝統的な素材及び意匠を用い、歴史的な町並み景観に寄与すると認められるものとすること

(17) 立看板等

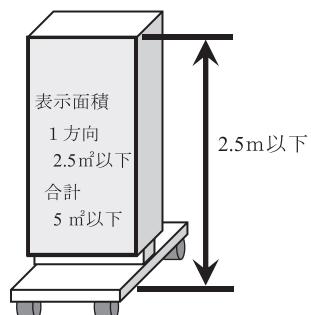
（I）共通基準

区分	基 準
立 看 板 等	道路上の設置禁止（道路占用許可を受けたものを除く）

(18) 置看板

（I）共通基準

区分	基 準
表 示 面 積	1 方向の表示面の面積 2.5 m ² 以下、合計表示面積 5 m ² 以下
地 上 か ら の 高 さ	2.5m以下
掲 出 場 所	道路上の設置禁止（道路占用許可を受けたものを除く）



（II）付加基準

区分	野里街道区域
表 示 面 積	1 方向の表示面の面積 0.5 m ² 以下、合計表示面積 1 m ² 以下
地 上 か ら の 高 さ	1 m以下